

議案第 1 1 号 資料

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正条例

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

2 条例の趣旨

川崎市立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるもの。
条例第3条において、「教育職員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する」ことが定められている。

3 教職調整額とは

(1) 趣旨

教員の勤務時間について、教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと等から、超過勤務手当制度は教員にはなじまないとされた。そのため、教員には時間外勤務手当は支給せず、教職調整額を支給することとされた。

(2) 割合の背景

昭和41年度に文部省（当時）が実施した勤務状況調査の結果を踏まえて、超過勤務時間相当分として給料月額の4%と算定された。

4 改正内容

(1) 地方公務員法の一部改正に伴う規定を整備する。

(2) 定年引上げに伴って行われる給与の措置に関し、教職調整額の算定方法についての規定を新設する。

職員の定年引上げに係る制度改正について（概要）

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する一方で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用し、次の世代にその知識、技術、経験などを継承する必要があることから、国家公務員法等及び地方公務員法において、定年の段階的な引上げや関連する勤務制度を内容とする改正がなされた。

本市においても、改正法の趣旨を踏まえ、定年を段階的に引き上げ、60歳を超える職員の知識・経験を一層活用し、将来にわたって質の高い市民サービスの安定的な提供につなげるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における職業生活設計の支援を図るため、次の措置を講ずるもの。

主な改正内容

1 定年の段階的引上げ

現行60歳とする職員の定年を、令和5年4月1日から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、65歳とする。詳細は別紙のとおり。

2 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

定年の引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持することで公務能率の確保を図ることを目的として、管理監督職に就く職員を原則60歳で非管理監督職に異動させる。

特別の事情がある場合に限り、制度趣旨の範囲で例外措置を講ずることができる。

3 特定日以後の職員の給与に関する措置

- (1) 職員の給料月額は、当分の間、特定日（職員が60歳に達した日後における最初の4月1日）以後、当該職員の給料表の級号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- (2) 諸手当等の取扱い
 - ア 現行の定年前の職員の手当額の7割を基本に手当額を設定
管理職手当、管理職特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当等
 - イ 給料月額等（7割水準）に連動した額
地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、教職調整額等
 - ウ 現行の定年前の職員と同額
扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、定時制教育手当等
- (3) 退職手当については、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

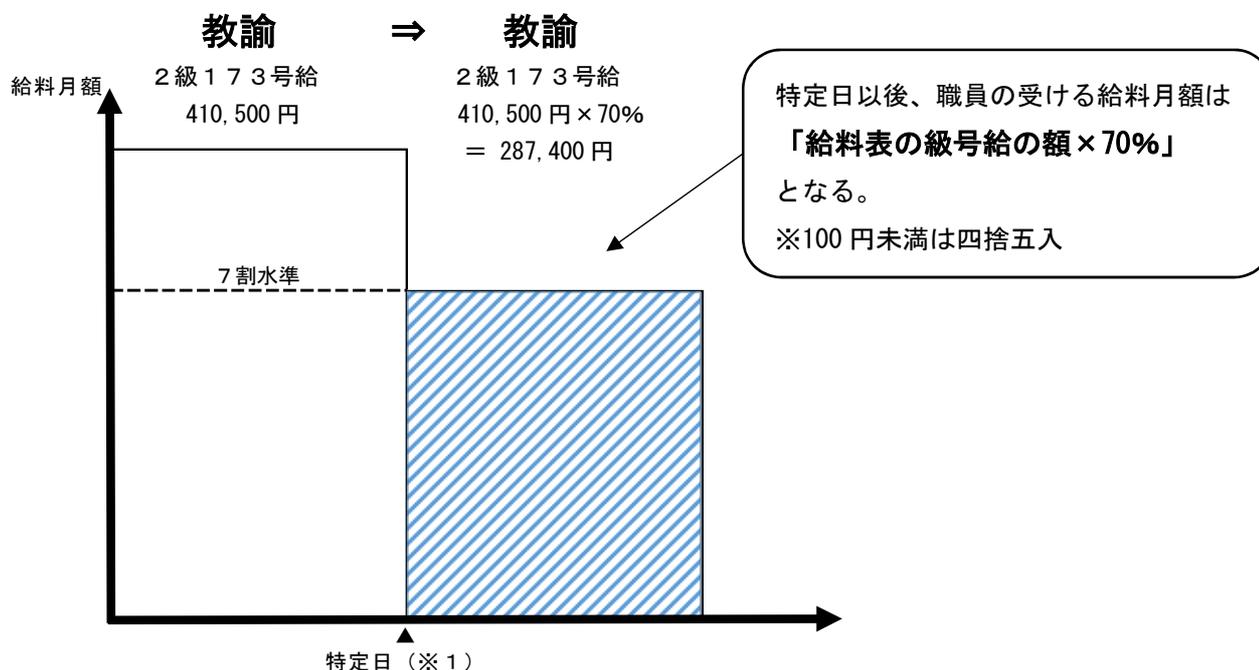
60歳以降の職員の多様なニーズに対応するため、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入する。

【実施時期】 令和5年4月1日

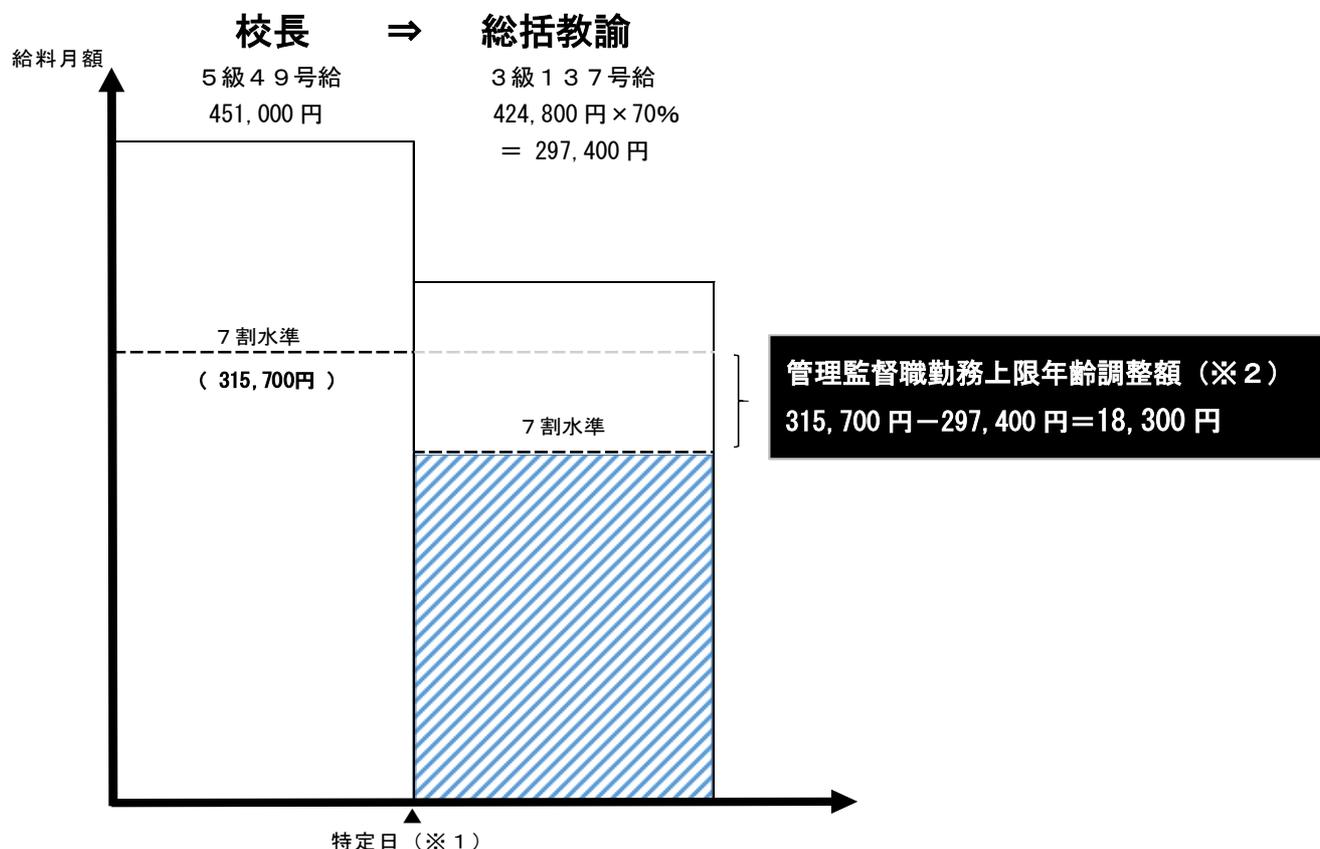
〈別紙2〉 特定日（※1）以後の職員の給料月額

（義務教育諸学校教育職給料表の場合）

例1 非管理職の場合



例2 管理職が管理監督職勤務上限年齢制により降任された場合



※1 60歳に達した日後の最初の4月1日

※2 「降任後の給料表の級号給の額×70%」と「降任前の給料表の級号給の額×70%」の差額

<別紙1> 段階的な引上げ期間中の定年について

段階的な定年の引き上げについて											
	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度
生年月日	定年60歳		定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳
	現行制度	退職者なし		退職者なし		退職者なし		退職者なし		退職者なし	
【和暦】 S37.4.2~ S38.4.1 【西暦】 1962.4.2~ 1963.4.1	60歳 常勤	61歳 定年 暫定再任用(フル・短)	62歳	63歳	64歳	65歳					
【和暦】 S38.4.2~ S39.4.1 【西暦】 1963.4.2~ 1964.4.1	59歳 常勤 情報提供	60歳 本人の希望により	61歳 退職 定年前再任用(短)	62歳 定年 暫定再任用(フル・短)	63歳	64歳	65歳				
【和暦】 S39.4.2~ S40.4.1 【西暦】 1964.4.2~ 1965.4.1	58歳 常勤	59歳 情報提供	60歳 退職	61歳 退職 定年前再任用(短)	62歳 退職	63歳 定年 暫定再任用(フル・短)	64歳	65歳			
【和暦】 S40.4.2~ S41.4.1 【西暦】 1965.4.2~ 1966.4.1	57歳 常勤	58歳	59歳 情報提供	60歳 退職	61歳 退職 定年前再任用(短)	62歳 退職	63歳 退職	64歳 定年 暫定再任用(フル・短)	65歳		
【和暦】 S41.4.2~ S42.4.1 【西暦】 1966.4.2~ 1967.4.1	56歳 常勤	57歳	58歳	59歳 情報提供	60歳 退職	61歳 退職 定年前再任用(短)	62歳 退職	63歳 退職	64歳 退職	65歳 定年 暫定再任用(フル・短)	
【和暦】 S42.4.2~ S43.4.1 【西暦】 1967.4.2~ 1968.4.1	55歳 常勤	56歳	57歳	58歳 情報提供	59歳	60歳 退職	61歳 退職	62歳 退職	63歳 退職	64歳 退職	65歳 定年

- ※ 定年の段階的な引上げ期間中、2年に一度、定年退職者が発生しない。
- ※ 定年前再任用短時間職員・暫定再任用短時間職員を常勤職員に異動させることはできない。